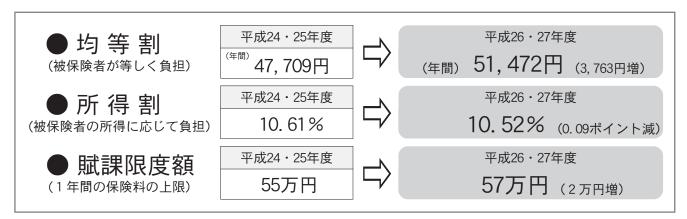
後期高齢者医療制度のお知らせ

~ 保険料率の見直しについて ~

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることに なっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。



■ 均等割2割・5 割軽減の範囲が拡大しました

平成25年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯				
1=****	33万円 + (24万 5 千円×世帯主以外の被保険者数)				
5割軽減	33777 1 (247) 3 117 <u>世帯主以外</u> の被保険省数/ ※単身世帯の方は該当しません				
2割軽減	33万円 + (35万円×世帯の被保険者数)				

平成26年度より



◆ 保険料の計算方法(平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計 で計算します。

均等割

【1人当たりの額】 51,472円

所得割 +

【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得-33万円)×10.52% 1年間の保険料

(100円未満切捨て)

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①~③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		4
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	\Rightarrow	
33万円	8.5割軽減	\Rightarrow	
33万円+(24万 5 千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	\Rightarrow	2
33万円+(45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	\Rightarrow	4

	平成26年度	前年度比
\Rightarrow	5, 147円	約 400円増
\Rightarrow	7, 720円	約 600円増
\Rightarrow	25, 736円	約 1,900円増
\Rightarrow	41, 177円	約 3,000円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶 養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	_	5, 100円	400円増
153万円	8. 5割	_	7, 700円	600円増
168万円	8. 5割	5割	15, 600円	500円増
192.5万円	5割	5割	46, 500円	12,600円減
203万円	2割	5割	67, 400円	2,800円増
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円減
213万円	2割	_	104, 200円	7, 100円減
214万円	_	_	115,600円	3, 200円増

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、 妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成26年度	前年度比
80万円	夫	9割	_	5, 100円	400円増
00/1	妻	3 台)	_	5, 100円	400円増
153万円	こって 一夫	8. 5割	_	7,700円	600円増
15577 🗂	妻	O. O音i	_	7,700円	600円増
169 To III	168万円 夫妻 8.5章	오도함	5割	15,600円	500円増
100/1		O. J台J	_	7,700円	600円増
211万円	夫	5割	5割	56, 200円	12,700円減
211/1	妻	그 함기	_	25, 700円	12,400円減
217万円	夫	5割	_	93,000円	13,000円減
21771	妻	그 함]	_	25, 700円	12,400円減
220 E III	夫	2割	_	130,500円	2,200円増
238万円	妻		_	41, 100円	3,000円増
258万円	表 妻 2割	_	151,600円	7,500円減	
		∠ 剖	_	41, 100円	6,600円減
25075 [1]	o-o	_	162,900円	2,800円増	
259万円	妻	_	_	51,400円	3,700円増

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 T060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601

日高町 保健福祉課 介護・保険医療グループ 電話 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 4